

○9番（川上晋平）登壇 議会改革調査特別委員会の調査の経過につきまして中間報告をいたします。

本委員会は、平成27年第4回定例会におきまして、議会改革に関する調査及び議会基本条例に関する調査、以上2件を付託事項として、17名の委員をもって設置されました。以来、本年度は今日まで7回にわたり委員会を開き、鋭意調査を進めてまいったところであります。本日は現在までの調査の経過について御報告申し上げます。

初めに議会改革に関する調査でございますが、本会議・委員会の公開性向上に関するこのうち、発言残時間の表示につきましては、議場及び第3特別委員会室に発言残時間表示計を設置することが適当ということで意見がまとまり、運営方針に基づき、平成28年11月8日に議長へ報告を行いました。

常任委員会の名称及び再編につきましては、所管局の構成に関する意見がまとまりました。今後、名称について引き続き調査を進めていく必要があります。

委員会記録への発言者名等の記載及び常任委員会のインターネット中継につきましては、結論を得るには至っておらず、引き続き調査を進めていく必要があります。

議会活動に対する住民理解の促進に関するこのうち、議会活動に関する住民理解の促進及び選挙権年齢の引き下げへの対応につきましては、別紙記載の事業を実施することが適当ということで意見がまとまり、平成28年11月8日に、また、市議会広報DVDを製作することが適当ということで意見がまとまり、平成28年12月14日に運営方針に基づき、それぞれ議長へ報告を行いました。

市民意見の反映に関することでございますが、請願、陳情の取り扱いについてのうち、審査時に紹介議員に質疑を行うことにつきましては、実施することが適当ということで意見がまとまり、運営方針に基づき、平成28年4月28日に議長へ報告を行いました。陳情を請願同様審査することにつきましては、陳情と請願は区別すべきという意見及び陳情を請願と同様審査すべきとの両方の意見がございました。請願について継続審査を行わず結論を出すことにつきましては、現行どおりの取り扱いとすることで意見がまとまりました。

次に、議会基本条例に関する調査でございますが、議会基本条例の概要につきまして、他都市の状況等を含めて調査を行いました。本件につきましては、引き続き調査を進めていく必要があります。

以上、本委員会の調査の経過について主な点を申し上げ、議会改革調査特別委員会の中間報告を終わります。